

國學院大學學術情報リポジトリ

Water Control and Irrigation of Musashi no kuni
Inage no sho and Maruko no sho

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Hishinuma, Kazunori メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000682 |

武蔵国稲毛荘・丸子荘の治水と灌漑

菱沼一憲

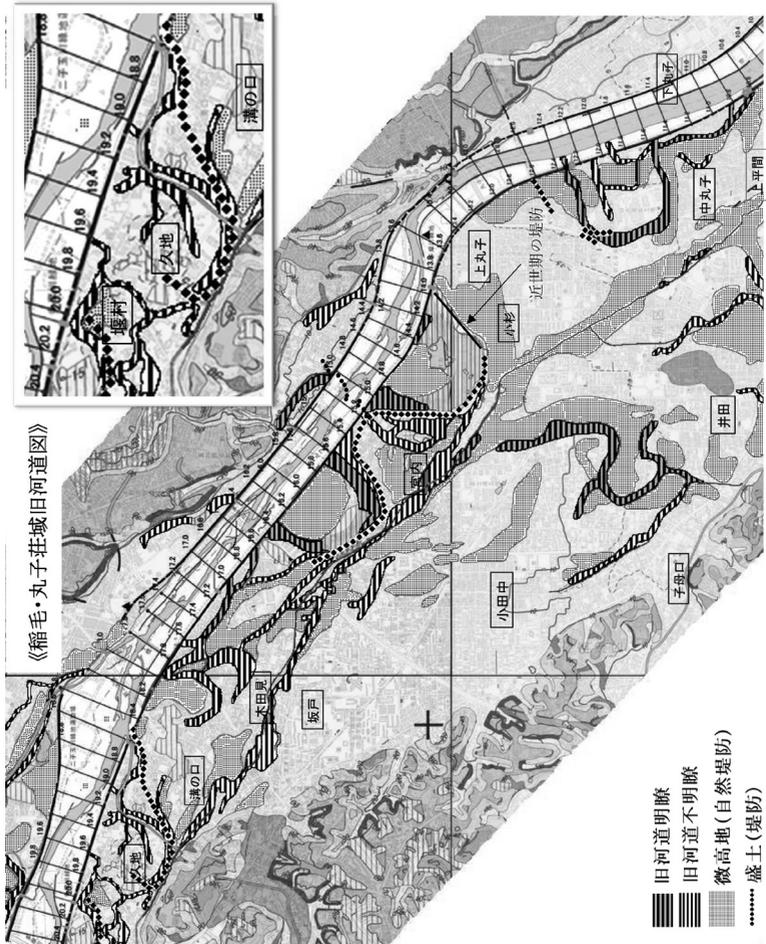
1. 多摩川の不自然な流れ

武蔵国橘樹郡稲毛荘・丸子荘は、現在の川崎市高津区・中原区・幸区に所在した。両荘の荘域は多摩川右岸の氾濫平野に展開している。左岸の武蔵野台地と右岸の多摩丘陵に挟まれた氾濫平野は溝の口から下丸子付近までは幅約三キロ程で、それより下流の鹿島田（幸区）付近からは三角州性平野を広げる。⁽¹⁾《稲毛・丸子荘域旧河道図》（以下《旧河道図》）に示したように、両荘が所在した氾濫平野には多数の入り組んだ旧河道と自然堤

防が確認され、多摩川が乱流していた様子がみてとれる。両荘で安定した農業を営むためには、乱流する多摩川の制御が不可欠である。制御の第一は治水であり、堤防を築いて乱流を食い止めること、そして耕作に必要な水を確保することであろう。

《旧河道図》は、国土地理院の提供する治水地形分類図の多摩川中流域の部分を抽出し、旧河道・自然堤防・堤防を強調した。^(http://maps.gsi.go.jp/#11/35.684350/139.788666/&base=std&ls=std%7Clemfc2&blend=1&disp=11&vs=c1j0h0k0l0o0f0z0r0s0m0f1&d=m)

「治水地形分類図」は、二〇〇九年から十ヶ年計画で旧版の



更新が行われ、地形の分類は終戦直後に米軍が撮影した空中写真と、一九六〇年代の国土地理院撮影を併用し、実体視による写真判読に加え、史料・文献による地形分類と、専門家による「治水地形判定委員会」による判定作業を経て決定されたとされる。^②

両荘域にあたる多摩川右岸の氾濫平野には、条里制遺構の存在が指摘されており、菅野雪雄は、条里は後背湿地に多く分布するが、旧河道・自然堤防地帯は条里の空白地となっており、条里建設当時、多摩川はこの空白地の旧河道を流れていたのではないかとする。菅野のいう旧河道とは、『旧河道図』にみえる氾濫原のほぼ中央を北西から南東へ貫通する、直線的な旧河道と自然堤防のつながりであろう。確かに『旧河道図』の旧河道と自然堤防の振れ具合からすると、多摩川が自由に流路を變動させていた状況は明らかである。

現在は氾濫平野北側の武蔵野台地に沿った偏った河道となり、堤防で固定されている。この稲毛・丸子両荘付近の多摩川の流路について『多摩川誌』^④では、流路が左岸台地縁へ偏る「不自然」さを指摘する。この不自然さの結果、右岸には大きな氾濫平野が広がることとなった。この広がりにより両荘が設置されており、多摩川の氾濫の直撃を受けずに成立できているのは、こ

の多摩川の不自然な偏りに依るところが大きい。もし多摩川右岸の氾濫平野を貫通・乱流する状況ならば、条里や荘園を敷設するのは困難であろう。

条里敷設の前後を含めて、多摩川左岸に沿った流路がいつの時期に固定されたのか、どの時期にどこを流れていたのかは不明である。ただし多摩川の流路の左岸への偏りは、後述するように、堤防などによる人工的な作為である可能性は高い。この偏りにより右岸には広い氾濫平野が出現し、そこに残る旧河道を利用して水路による灌溉が行われている。多摩川の流路の固定と灌溉用水の敷設は、一連の自然への働きかけであり、その手段としての堤防と堰・水路の敷設について検討してみたい。

2. 両荘荘域と近世二ヶ領用水

承安元年（一一七一）の田数検注の目録^⑤には「稲毛本御庄」とあり、本荘と新荘とが存在したことが分かる。また同目録には本荘に属する「稲毛郷」「井田郷」「小田中郷」がみえる。新荘については、正中二年（一三三五）九月七日関東下知状に「稲毛新庄坂戸郷」、至徳元年（一三八四）七月二十三日大石聖頭請文写に「稲毛新庄内洪口郷」とみえ、永享十一年

(一四三九) 八月十二日藤原寿丸寄進状には「稲毛新庄領家方内木田見方郷」とみえる。

本荘の井田郷・小田中郷は川崎市中原区に比定され、稲毛郷は前掲検注目録にみえる春日新宮の後身を中原区宮内の春日神社とし、宮内付近に比定されている⁹⁾。新荘の坂戸郷・木田見方郷・洪口郷は同市高津区に比定され、およそ新荘は本荘の西側に展開していたようである¹⁰⁾。

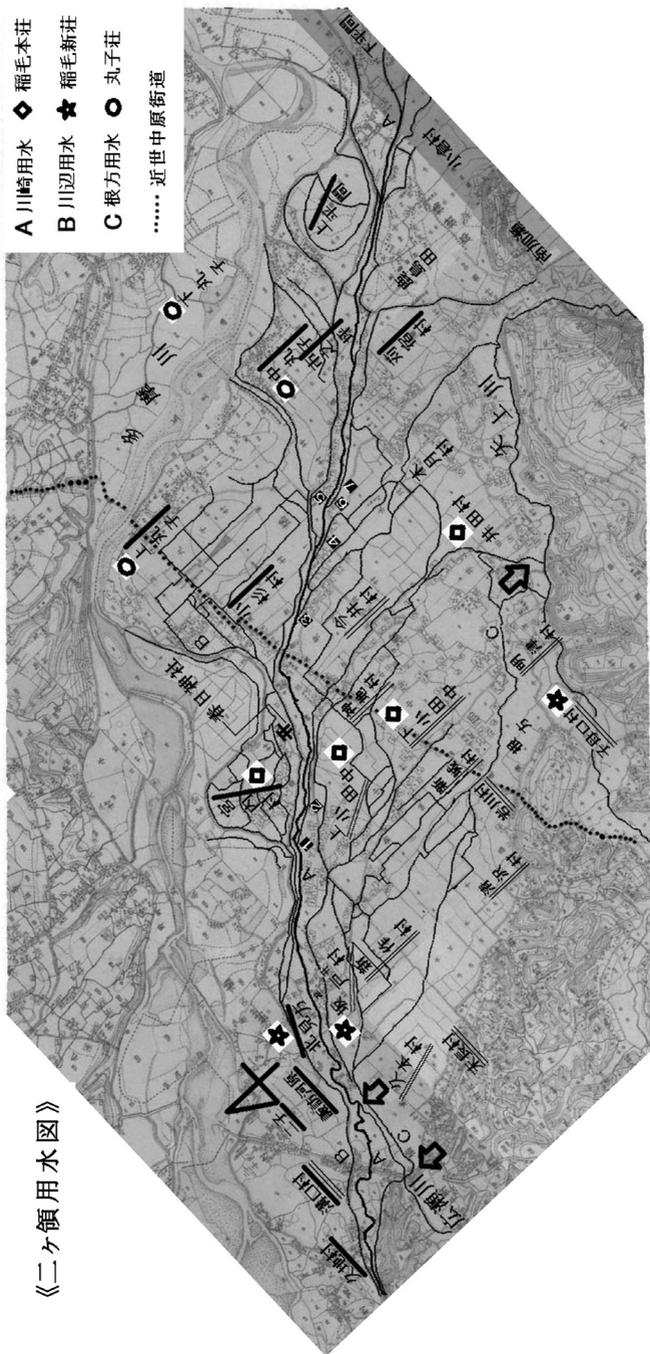
丸子荘は『吾妻鏡』治承四年(一一八〇)十一月十日条に、頼朝が同荘を葛西清重へ給付したとあり、また正中二年天台座主承鎮法親王から、後醍醐天皇の皇子で後に還俗して護良親王と称する尊雲法親王へ譲渡された所領中にその名がみえる。現川崎市中原区上丸子・中丸子付近に比定され、東京都大田区下丸子は多摩川の流路の変遷にともなう上・中丸子の対岸となったと考えられる。

これら両荘の比定地は近世二ヶ領用水の灌漑域内に相当する。『二ヶ領用水図』(以下、『用水図』)はその灌漑用水体系を示したもので、「歴史的農業環境閲覧システム」(<https://habs.radnarogojp/>)で閲覧できる明治初期から中期にかけて作成された「迅速測図」をもとに作成した。同システムは「迅速測図」と、現在の道路、河川、土地利用図とを比較すること

により、農村を取り巻く環境の歴史的な変化を理解するため、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(通称「農研機構」)が作成したオンラインシステムである。過去と現在の地図を比較するための比較地図もあり歴史地理学的な研究にとっては極めて利便性が高い(<https://habs.radnarogojp/compare.html>)。

二ヶ領用水は中野島(川崎市多摩区)・宿川原(同)の二ヶ所に多摩川からの取水口を設け、久地村(川崎市高津区)で合流し同村内の分量樋にて四筋に分水される。四筋とはA川崎用水(川崎堀)、B川辺用水(六ヶ村堀)、C根方用水(根方堀)、D久地溝口用水で、分水の割合は利用する水田面に応じて樋の幅が決められており、A内法二間八寸、B・C六尺五寸、D三尺三寸五分である¹¹⁾。

最も長大なA川崎用水は途中七つの堰を設けて村々へ分水しており、その場所を■印で示してある。『用水図』中の◇印は稲毛本荘、★印は同新荘、○印は丸子荘の中世郷の所在地である。これらの印の位置で理解されるように、A川崎用水の堰で灌漑されるのは、稲毛・丸子荘域より下流地域である。両荘域に相当する近世村落はB川辺用水・C根方用水の灌漑域であり、Bの灌漑をうける近世村には太傍線を、Cには二重傍線を引い



《二ヶ領用水図》

た。

菅野は前述のように、多摩川右岸の氾濫平野を北西から南西へ貫通する旧河道と自然堤防の連なりが存在し、それが条里制施行時の多摩川の本流ではないかとした。この旧河道を利用して川崎方面まで用水を導いているのが A 川崎用水であり、その上流部の灌漑は主に B C 用水となる。A 川崎用水の通る旧河道・自然堤防の連なりの南側に中世の坂戸・小田中・子母口・井田郷が位置しており、近世にこの地域を灌漑していたのは、図で示しているように C 根方用水である。それに対して B 川辺用水は、稲毛荘北見方・稲毛郷・丸子荘地域を灌漑している。同用水は北見方で宮内方面と小杉・丸子方面に分流し、後者は春日神社の前を通過すると、小杉・上丸子方面と中丸子方面に分流し、後者は多摩川へ落ちる。おそらく下丸子が中丸子から多摩川で分断される前には、下丸子も川辺用水の灌漑域であったのだろう。

3. 中世の灌漑と秩父一族の盤踞

近世では C 根方用水により稲毛本荘小田中郷・同新荘坂戸郷・子母口郷地域、B 川辺用水によって同本荘稲毛郷・同新荘木田

見郷・丸子荘地域が灌漑されている。稲毛本荘井田郷は A 川崎用水の灌漑域であるが、同郷が C 根方用水の末端にあたるので、同用水系灌漑を受けることも可能だろう。近世におけるこうした灌漑用水の体系は古代・中世まで遡及できるのか、できないのか。できるとすれば、形態は同じなのか異なるのか、そうした点を考えてみたい。

中世以前の両荘地域の古代条里について検討した菅野は、同地域に広範に条里田が展開している状況からすれば、天水・湧水による灌漑は不可能であり、また広瀬川からの引水のみでは水量不足とし、多摩川を水源とする近世の二ヶ領の堀とほぼ同種類の灌漑用水システムを考えなければならぬとする。すなわち C 根方用水の前身となる、古根方用水が存在したはずで、ただしそれは近世二ヶ領用水のように、中野島・宿川原からの取水ではなく、溝の口付近に堰を設けての用水であろうとする^②。溝の口の北側の旧多摩川が大きく左折し北に向かった場所を取入口とし、C 根方用水と同様の流路をもち条里田を灌漑したものと想定する。この溝の口付近の取入口については後に検討する。用水の体系は異なっても、古代条里を灌漑するための近世的な用水体系は必須であるという理解であり、それは中世でも条件は同じである。

同様に斎藤司も中世期における両荘地域の灌漑用水の存在を指摘する¹³。斎藤は、慶長年間における小泉吉次の二ヶ領用水開削に疑問を呈するなかで、小泉の開削工事は「稲毛用水」と称すべき小杉付近への引水を目的としており、それは中世以来の灌漑用水を整備する作業であったとする。この小杉への引水とはB川辺用水に相当しよう。

承安元年の検注目録では稲毛本荘だけでも二六三町余の水田が計上されている。こうした大規模な水田を灌漑するためには、恒久的な灌漑用水体系が準備されなければならないし、実際、目録中には除田「井料田一町五段」が盛り込まれており、それを裏付ける。また前述のようにC根方・B川辺用水の灌漑域は両荘域のみならず、南武蔵最大規模の条里地帯でもある。また橋樹郡衙の膝下にもあたり、古代からの水田稲作地帯と考えられている。

根方用水は久地分量樋から多摩丘陵の山際を通り、広瀬川と交差して南下、溝の口・久本・末長・坂戸・新作・上小田中・下小田中・清沢・岩川・新城・明津の村々を灌漑して井田村で矢上川へ落ちる（◇印）。明津は「新編武蔵風土記稿」（以下『風土記稿』）によると、もとは「悪津」と書いたとし、当村の矢上川は「井田境にて悪水と合して一流となり」とあることから

「悪水」が転じた地名であろう。用水が悪水として矢上川へ排水される明津が根方用水の終着点となるが、そのやや北方、根方用水上流部に子母口村の小字「根方」がある。根方用水はこの場所を目指す用水なのでそう呼称されたのではなからうか。

それは根方という地名もあるが、その背後の舌状台地上は影向寺・古東海道小高駅・郡衙政庁・古代橋樹神社などが所在する橋樹郡の中核地であり、ひいては南武蔵の中心地といえる場所であるからだ¹⁴。さらに根方を含む子母口郷には、秩父一族の惣領である畠山重能の子で、幕府重臣の重忠の弟重宗が「洪口」を称して所領としていたであろうことが指摘されている¹⁵。稲毛荘を名字としたのは重忠・重宗の従兄弟重成であり、秩父一族がこの古代以来の橋樹郡の中核に入部していることとなる。

上丸子から小杉・小田中を通り子母口に至る近世中原街道は、古代官道に比定され、延喜式の「小高駅」は岩川から多摩丘陵に上がった付近と考えられている¹⁶。前述のように丸子荘は、源平内乱初頭に葛西清重に給付されているが、葛西氏も稲毛・畠山氏と同じ秩父一族である。さらに多摩川下流の川崎を名字とした川崎氏、そしてやはり秩父一族の江戸氏も同地域に進出している。同氏は、正平十三年（一三五八）頃には稲毛十二郷の領主とみえ、至徳元年七月二十三日大石聖蹟請文写によると、

岩松直国の所領「稲毛新庄内渋口郷」の沙汰付にあたり「江戸藏人入道希全・同信濃入道々貞・同四郎入道々儀等」が多勢を引率し城郭を構えて打ち渡しに抵抗しており、葛西・畠山・稲毛氏など他の秩父一族が両荘域から後退した後に進出しているようだ。

葛西氏と江戸氏は系譜的には必ずしも近しくないが、地理的には隣接しており、『吾妻鏡』治承四年九月二十九日条で葛西清重は、頼朝から一族である江戸重長を誘い出して殺害するよう命じられるなど、日頃の両者に親しい関係があったことがうかがわれる。結局、誘殺は実施されなかったようで、同九月四日条によると畠山重忠・河越重頼らとともに江戸重長も味方に参じている。これより先、八月二十六日の衣笠の合戦では、畠山重忠の呼びかけに応じて一族の河越重頼・中山重実・江戸重長らが三浦氏攻撃に参加している(同日条)。秩父一族の畠山・河越・葛西・江戸・中山は軍事的に連携しており、畠山重忠の弟重宗は子母口郷、葛西は丸子荘・江戸は稲毛荘に所領を持っていて、血縁のみならず地縁的關係も併せ持っていたようである。さらに中山重実の中山は都築郡中山(横浜市緑区)とされ、都築郡の都築を称する都築氏は畠山重忠の家人として衣笠の合戦に参加している(『源平盛衰記』小坪合戦事)。

また久良岐郡諸岡保には諸岡重經、都築郡榛谷御厨には榛谷重朝、多摩郡小山田保には小山田有重といったように、秩父一族は南武蔵に数多く展開しており、そうした中でも橘樹郡の郡衙周辺である稲毛・丸子荘地域には、稲毛・葛西・渋口・江戸が集中的に拠点を設ける中心地であった。葛西清重は源平内乱期に頼朝より丸子荘を賜ったとされるが、おそらくは新恩給与ではなく、実際は安堵や旧領の復旧などの処置であった可能性は高いのではないか。

葛西氏の丸子荘支配に関連して正中二年九月七日関東下知状で、葛西清経女子の遺領として稲毛新荘坂戸郷が存在したことは注目すべきである。その遺領「安芸尼跡」は「中溝之北¹⁹」波多仁寄^天田五段(中溝の北の端に寄る田五段)とあり、坂戸郷内に「中溝」と称される水路が存在した。これにつき菅野は前掲一九九九年論文にて、中溝なので、上・下を合わせて三筋の溝(水路)が存在したこと、それが川辺・川崎・根方の三筋であろうと指摘する。

この水路の存在に加え、葛西氏が新荘坂戸郷に所領を持っていたことも重要だろう。葛西氏の所領丸子荘を得ているが荘を越えて、稲毛新荘にも所領を得ている。前述のように丸子荘はC川辺用水の灌漑域であり、荘に規定されるのではなく、用水

の灌漑域に所領を持っていたのではなからうか。とくに「中溝の北の端」＝川崎用水の北側であれば、C川辺用水の灌漑域となる。そもそもC川辺用水は、稲毛荘の中心とされる春日神社の南を通過するものの、灌漑域は木田見方・宮内のみで、下流の小杉・上丸子に大きな灌漑域があり、丸子荘のための用水であるかみえる。丸子荘地頭である葛西氏がC川辺用水の上流域に所領を持っていたのは、同用水に関わつての権益ではなからうか。

4. 多摩川の堤防と堰

畠山聡「中世東国の開発に関する一考察」²⁰では、東大寺図書館所蔵の『大乘玄論註釈』紙背文書中の二通の書状が丸子荘に関する史料として紹介されている。畠山は、『大乘玄論註釈』は東大寺東南院に伝来したもので、同院院主で醍醐寺座主を兼務した僧侶が持ち込んだと想定する。鎌倉後期、醍醐寺へは幕府関係者から、武蔵国太田荘などが寄進されており、①②を含む支配関係文書が所領を得た同寺座主の許へ集積され、それが反故となり再利用され『大乘玄論註釈』が写されたのであらうとする。

畠山論文の検討は①②書状中の太田荘が中心で、「丸子役」小相堤并三堤」に関する検討は詳細ではない。本稿では両状中の「小相堤」「三堤」についてとりあげる。

①左衛門尉某書状写

左衛門尉某書

今月二日御教書、同十九日到来、謹□（拜）見仕候畢、

抑大田御庄北方堤間事、三十丈「五尺」五寸為「丸子役」

可_レ令_レ修固_二之由、被_レ仰_二「下」候、此条恐歎存候、当庄最

少所候、難_レ「修_二」固三十余丈_二候上、小相堤并三堤、「等」

毎年大當候事、不_二聊爾_二子細候、「依_二」去年洪水_二三方堤

等令_レ損候之様上奏之旨、相存候之處、如_レ此被_レ仰_二「下」

歎存候、然者罷_二蒙御免_二、可_レ相宮□等哉候覽、以_二此旨

可_レ然様可_レ有_二御披「露」候、恐惶謹言、

三月廿日

左衛門尉□

②某（左衛門尉カ）書状写

某書状

無_レ指事_二候間、当（常カ）不_レ令_レ申候、自然「等閑」非_二

本意候、抑大田御庄北方堤事、「為_二」丸子庄役_二可_レ令_レ修_二

固三十丈五尺五寸_二之由「被_レ仰_二」下_二候者、殊以歎存候、

且如_レ被_レ知食_二候上、分限不_レ幾「」当庄最狭少所候、其

上小相堤・并三堤等□大宮候、就中依去年洪水方々堤等令損「候」当年殊難決候、仍可及上訴之旨、相存候之処、(以下欠)

①は三月二日の御教書への請文であり、太田莊北方の堤を「丸子役」として勤任せよという命令に対し、「小相堤并三堤」の造営のため難しく、ことに昨年の洪水により「三方堤」が破損して大規模な造営が必要なので、ご容赦願いたいというものがある。

②太田莊北方堤の修理役の勤仕は「小相堤并三堤等□大宮」により困難で、とくに去年の洪水により方々の堤が破損し難渋しているため免除を上奏しようとしていたところ……、で後欠となるが、恐らくは①の書状にあるように勤任せよという御教書が到来したのであろう。

丸子役を勤める①②発給者(同一人物であろう)は、丸子の地頭、もしくは北条氏被官の給主(地頭代)であろう。①②の傍点を付した「堤」は、土偏に墓(臺の異体字)で表記されている。「大田御庄北方堤」は「堤」と表記されているのに、丸子についてはすべて土偏に墓であるので疑問は残るが、洪水によって破壊される存在であり、また近世の小杉(小相)には堤防が確認されることから、堤の異体字で良いのではなからうか。

国土地理院の提供する前掲治水地形分類図には、小杉の北西部の旧河道に沿った堤防は記されていないが、明治の「迅速測図」には宮内から旧河道に沿ってS字に小杉・丸子へと連続する堤防が確認できる。宝暦十二年(一七六二)小杉村絵図にも「堤」が記入され、文政七年(一八二四)上丸子村小杉村上沼部村境絵図には「川除堤」が書き入れられている。これにより《旧河道図》にも書き加えた。

①②の「小相堤」はこの書き加えた堤防であるとして、「三堤」「三方堤」とはどこにあたるのか、それが洪水により破壊されたとあるので多摩川の川除堤であろう。小杉から宮内にかけて続く堤防なのか、あるいは離れた場所の三堤なのかは不明である。両莊への多摩川の攻撃を防いでいるのは、これら御家人ら**が**必死に修築している川除堤であることは間違いない。この両莊地域の川除堤でもことに重要なのが、溝の口と久地の間に設けられた逆L字型の堤である。

《旧河道図》右上に拡大して掲載したが、多摩丘陵に沿って久地と溝の口の間に設けられた堤であり、現在でも「久地かすみ堤」と称されて整備されている。昭和十五年に舌状台地を掘り抜き平瀬川の排水路とし、それが東側を流れて多摩川に注いでいるが、以前は平瀬川は溝の口方面へ下り二ヶ領用水に合流

していた。この工事に伴って二ヶ領用水はサイフォンの原理を利用して、平瀬川くぐって久地円筒分水（国登録有形文化財）へ導かれ、前述の四筋の用水へと配分されている。

『多摩川誌』第3章「多摩川低地の開発と水防の成立」では、この溝の口・久地の重要性について、「あたかも扇状地河川の扇頂のような位置に相当し、溝口からの洪水の侵入・氾濫は、右岸水田の全滅を意味することとなり、下流右岸の最重要地点である」とし、その場所に設けられた逆L字堤を横堤と表現し、「この横堤こそ、多摩川最大の水田地帯を守る要となる。久地の横堤の築堤がいつごろ実施されたのかは不明であるが、(中略)久地横堤を多摩川へ突き出すことにより、流心を左岸側へ押しやり、そうすることによって右岸側の洪水の影響が軽減するばかりではなく、右岸側により広い水田開発が可能となる」とし、多摩川下流部の左岸側への不自然な偏りと、右岸の大規模水田を創出する装置であろうことを説明している。

溝の口は、文字の如く二ヶ領用水の注ぎ口である、現在は円筒分水で、江戸時代では分水樋で四筋に分水されていたが、さらに近世以前にはこの付近に多摩川からの取水口が設けられていたと想定されている。『風土記稿』の溝の口の項では、「往古は多磨川大河にして、白波岡の下を洗ひ渺々たる流れなれば」

と、溝の口付近では多摩川が現在より南側の多摩丘陵側を流れ、その流れが変わり「今の川崎用水もなり、僅なる渠にて多磨川の水分れ入、川崎の方へ流る、当所は其溝の入口に当るを以溝の口の名あり」と、川崎用水の入口であったことを記す。「溝口ノ郷」は鶴岡八幡宮修理料田であったようで、永徳二年（一三八二）に同社へ安堵されており、中世からの地名である²³。また、『風土記稿』の堰村には「村名の起りは開墾の始、多磨川の水を引んとして、堰を作りしによりかく呼なせしと云」とあり、まさしく堰のあった場所とされる。

堰村・久地村には『旧河道図』に幾筋も半円形を描く旧河道がみえ、『風土記稿』の記すように、多摩丘陵に沿って多摩川が流れていた。その上流の宿川原・登戸は永祿二年の『北条氏所領役帳』では多摩川の北側と記されており、上流部から現在よりも南を流れており、その流れを久地の横堤・逆L字の堤防で北へ向け、右岸の氾濫平野を守る働きをし、かつ用水の取入口を確保するという、極めて重要な役割を果たしていたことが理解される。

①②の「三堤」「三方堤」がどこなのかは不明だが、溝の口・久地の境に設けられた横堤は、多摩川の攻撃を最も受けやすい場所であり、この堤が突破されると河水は両荘耕地を直撃する

ことになる。丸子荘の領主であった①②の御家人は、荘外ではあったが、この横堤を修理・修造役を負っていたのではなく、あくまで流を武蔵野に堰き上げ、水田を開く」工事が幕府の主導で行われている。その場所は明らかではないが、鎌倉の北方、久良岐郡からみて北北西の方向ということからすると、地域の多摩川ぞい、稲毛荘付近に当たる可能性もあるが、多摩川の北岸かもしれないとされている。しかし本稿で示した多摩川左岸への人為的な河道の偏りからすれば、幕府の仁治二年の開発も右岸である稲毛・丸子荘への働きかけとみるのが妥当であろう。この工事も二ヶ月ほどで竣工し、所領が北条氏被官らへ給付されており、多摩川の流路に変更を加え、堰を造って灌漑用水とする工事であるが、短い工事期間からすると従来の灌漑体系を補強・復旧したものと考えられる。

5. 多摩川の治水と国家

多摩川右岸の氾濫平野には稲毛本荘・同新荘・丸子荘といった荘領が設定されている。それらは多摩川上流に設けられた久地・溝の口の水除堤防によって左岸に河道が変化したために生み出された広い氾濫平野を耕地としており、右岸に取り残された旧河道を水路に転用して灌漑を行っている。

こうした自然への働きかけと堤防・堰・水路の維持は、日常的にはその恩恵を受ける荘・郷が分担して責任を負っていた。ただし流路の変更や堰・水路の設置といった大規模な造営にあたっては、郡・荘を越えた国家的な働きかけが必要となる。近世では二ヶ領用水の管理は御普請とされ、幕府の責任で行われ、また水相論においては幕府の公事で裁許が行われる。中世においても小杉堤・三方堤の修造のために課役が免除されており、それは課役免除に値する公的な勤務であった。仁治二年(一二四四)十月〜十二月にかけて「多摩川を堀り通し、その

流れを武蔵野に堰き上げ、水田を開く」工事が幕府の主導で行われている。その場所は明らかではないが、鎌倉の北方、久良岐郡からみて北北西の方向ということからすると、地域の多摩川ぞい、稲毛荘付近に当たる可能性もあるが、多摩川の北岸かもしれないとされている。しかし本稿で示した多摩川左岸への人為的な河道の偏りからすれば、幕府の仁治二年の開発も右岸である稲毛・丸子荘への働きかけとみるのが妥当であろう。この工事も二ヶ月ほどで竣工し、所領が北条氏被官らへ給付されており、多摩川の流路に変更を加え、堰を造って灌漑用水とする工事であるが、短い工事期間からすると従来の灌漑体系を補強・復旧したものと考えられる。

前述のように多摩川中・下流域は、古墳時代前期の大型前方後円墳である白山古墳など多くの古墳が造られた地域であり、古代律令期においても多摩川右岸を望む場所に橘樹郡衙が置かれ官道を通じる南武蔵の中心地域という位置づけは変わらなない。根方用水が郡衙麓の根方まで導かれ、途中の条里を灌漑しており、多摩川右岸の灌漑システムは、律令国家の運営にも重要な役割を果たしていたのであろう。それは鎌倉幕府の確立期においては、武家の首都である鎌倉の後背地となり、徳川家康の関東入部にあたっては小杉御殿の造営、そこを目指した稲毛

用水の整備といったように、各時代ごとに繰り返しテコ入れがなされており、政権の基盤となる公共事業として施行されてきたといえる。

仁治の工事では、將軍頼経が私的な立場（武蔵の知行国主）で行うのか、鎌倉殿という幕府の首長という公的な立場で行うのが問題となり、開発地は將軍の差配として所領を給付してゆくのだから、鎌倉殿としての事業だとされた。実際、箕弓師政へ承久三年勲功の賞として「武蔵多磨野荒野」が給付されている²⁸。この後、幕末に向かって幕府は、旱魃水害・地震・疫病など自然災害や、元寇などの戦災や社会変動といった課題と取り組むなかで徳政が求められる。大河多摩川を制御し、社会へ大きな恵みをもたらすこと、それは大きな徳政であったことは間違いないだろう。

注

- (1) 角田清美「六郷用水と二ヶ領用水」『専修人文論集』一〇〇、二〇一七年
- (2) 「治水地形分類図 解説書」(国土地理院防災地理課、二〇一五年 <https://www.gsi.go.jp/common/000190936.pdf>)
- (3) 菅野雪雄『多摩川流域の古代における水田景観の研究』(財団法人と

- うきゅう環境浄化財団、一九九九年)・同『稲毛川崎二ヶ領用水の創設と条里制水路 下』(『武蔵野』三二二、一九八八年)・伊藤寿和「撰関家領武蔵国稲毛荘に関する歴史地理学的研究」(『史艸』五三、二〇一二年)・依田亮一「黒尾和久『多摩川下流域の条里』(関東条里研究会編『関東条里の研究』東京堂出版、二〇一五年)
- (4) 『多摩川誌』(多摩川誌編集委員会編、河川環境管理財団刊、一九八六年)
- (5) 後欠武蔵国稲毛本荘検注目録『平安遺文』三五九〇、宮内庁書陵部所蔵中右記部類卷一六裏文書
- (6) 正中二年九月七日関東下知状『鎌倉遺文』二九一九三、三浦和田文書
- (7) 至徳元年七月二十三日大石聖顯請文写『南北朝遺文関東編』四二〇八、正本文書
- (8) 永享十一年八月十二日藤原寿丸寄進状写『神奈川県史資料編3上』五九八八、津久井光明寺文書
- (9) 『川崎市史通史編一』一九九三年
- (10) 『角川地名大辞典 神奈川県』稲毛荘項
- (11) 『川崎市史通史編二』一九九四年
- (12) 菅野(3)
- (13) 齊藤司「二ヶ領用水と平瀬川」(旧平瀬川・中原堰研究会『平瀬川の研究』二〇一七年)
- (14) 村田文夫『川崎・たちばなの古代史』有隣堂、二〇一〇年
- (15) 清水亮「武蔵国畠山氏論」(清水亮編『畠山重忠』戎光祥出版、二〇一二年)
- (16) 依田亮一「黒尾和久」(3)
- (17) 『太平記』卷第三三「新田左兵衛佐義興自害事
- (18) 至徳元年七月二十三日大石聖顯請文写『南北朝遺文関東編』四二〇八、正本文書

- (19) 正中二年九月七日関東下知状『鎌倉遺文』二九一九三、三浦和田文書
- (20) 畠山聡「中世東国の開発に関する一考察」『板橋区立郷土資料館紀要』一四二・二〇〇二年)
- (21) 宝暦十二年小杉村絵図(安藤家文書、川崎市市民ミュージアム図録『二ヶ領用水ものがたり』二〇一二年)
- (22) 文政七年以上丸子村小杉村上沼部村境絵図(川崎市市民ミュージアム所蔵、同図録『絵図でめぐる川崎』二〇一〇年)
- (23) 菅野(3)・斉藤(13)
- (24) 「頼印大僧正行状絵詞」『続群書類従』九輯上
- (25) 落合功「二ヶ領用水の展開と水争い」『地域史研究の今日的課題』中央大学出版部、二〇一八年)
- (26) 『吾妻鏡』仁治二年十月二十二日・十一月四日・同十七日・十二月二十四日条
- (27) 『川崎市史通史編二』
- (28) 『吾妻鏡』仁治二年十一月十七日条